

香川県地球温暖化防止活動推進員募集要項（第11期）

次世代により良い環境を残していくためには、県民一人ひとりが地球温暖化対策の重要性を認識し、改善に向けた取組みを実践していくことが必要です。

県では、地域や職場において、温暖化対策に関する普及啓発や温暖化対策推進のための活動の中心的役割を担っていただく、香川県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を委嘱しています。

このたび、第11期推進員として、地球温暖化防止に向けた普及啓発活動にボランティアで、主体的かつ積極的に取り組んでいただける方を募集します。

1 応募資格

次の(1)から(3)の要件をすべて満たす方

- (1) 香川県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者であること。
- (2) 県内に居住、在勤又は在学する者であること。
- (3) 令和8年4月1日時点の年齢が満18歳以上の者であること。ただし、高校生を除く。

2 募集期間

令和8年2月2日（月）から同年2月27日（金）まで（必着）

3 募集人数

制限なし（再任を含む）

4 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

5 推進員の活動

推進員の活動に対しては、県の指定を受けた香川県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が、主として支援を行います。

推進員に期待する主な活動は次のとおりです。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
例：学校、地域、企業等における出前授業、学習会、講演会等において講演や実演を行う。
- (2) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力すること。
例：県民や団体が実施する事業に講師等として参加する。活動を行っている県民に情報を提供する。
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策やセンターが行う事業に必要な協力すること。
例：温暖化防止事業のイベントにスタッフや講師として参加する。

(4) 住民の求めに応じて日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、調査に基づく啓発や情報提供を行うこと。

例：太陽光発電の導入、住宅のエコリフォーム、家電の省エネ化その他家庭における日常のエコ活動について、住民の相談に応じるほか、消費電力測定器などを用いた調査を行い、利用実態に応じた適切な助言を行う。

※ 年間活動状況については、翌年度の4月30日までに報告していただきます。

6 推進員研修

推進員としての必要な知識等を習得するため、推進員を対象とした研修を行う予定です。

7 個人情報の取扱い

(1) 応募の際に収集した個人情報は、この事業の目的以外には使用しません。

(2) 履歴書記載事項は、事業の遂行に必要な範囲で、県内各市町及びセンターに情報提供します。

(3) 委嘱された推進員の氏名及び住所地市町名は、県ホームページ等で公表します。

8 営利活動等の禁止

推進員であることをを利用して、自己の営む営利活動またはこれに準ずる行為をしてはなりません。推進員として相応しくない行為が認められるときは、推進員を解嘱されます。

9 応募方法

「香川県地球温暖化防止活動推進員申込書」及び「履歴書」に必要事項を記入して、次の申込先まで、メール又は郵送により提出してください。

応募された方の中から、これまでの活動内容、今後の取組み等を考慮し書類審査の上、委嘱対象者を決定します。

10 お申込み・お問い合わせ

香川県環境森林部環境政策課 カーボンニュートラル推進室

企画・調整グループ（担当：中野、多川）

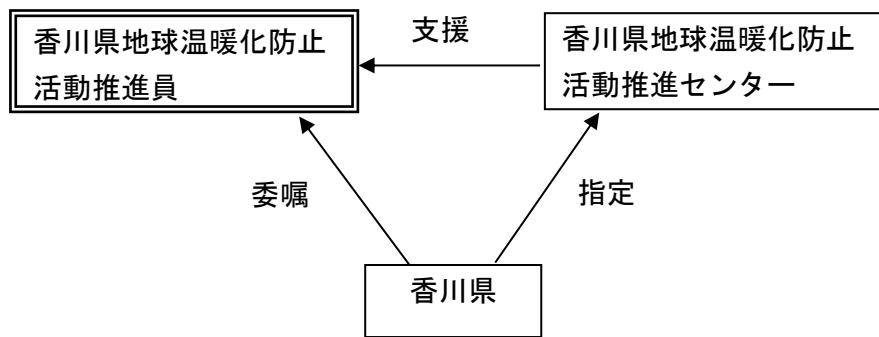
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3215 FAX:087-806-0227 メール:kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

(参考)

募集要項「5 推進員の活動」に係る体制図について

【推進員の支援体制】



【地域における啓発体制】

